

●受付期間および受付会場、手続き方法について

土・日・祝日を除く

※2月25日(日)に限り  
日曜日も受け付けします。

2月16日(金)～3月15日(金)

【開場】午前8時【相談】午前8時30分～午後4時

保健センター  
研修室(2階)

< 会場混雑緩和とスムーズな相談に配慮した申告手続きを行います >

① 入場整理券を配布します

配布：午前8時(開場時間)～なくなり次第終了

※1日当たりの配布数…140枚程度(予定)

相談会場への入場は整理券を配布した順となります。会場での混雑を避けるため、券面に記載の指定時間に入場ください(指定時間前に入場はできません)。

整理券の配布状況によっては後日の来場をお願いすることがあります。ご了承ください。

② 申告書は職員が個別に対応して作成します

ご自分で申告書を作成する記載所はありません。

③ 相談を要しない提出のみの方は受付で申告書をお預かりします

ご自分で作成した申告書の内容確認を希望される方は、入場整理券を取ってお待ちいただけます。

●来場時の注意事項…体調がすぐれない方(咳・発熱等の症状のある方)は入場をご遠慮いただく場合があります。

電ヶ崎税務署で申告する場合は、入場整理券の事前取得ができます

電ヶ崎税務署では所得税の確定申告について、現地で当日分の入場整理券を配布するほか、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券により、同署の確定申告会場に入場できます。

※詳しくは左ページをご覧ください

●申告に必要なもの

- ① マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる番号確認書類と身元確認書類のセット
- ② (お持ちの方) 税務署から郵送された「令和5年分確定申告のお知らせがき」  
・前年の確定申告書の控え
- ③ 所得税が還付になる場合は振込口座(申告者名義)
- ④ 黒ボールペン、電卓
- ⑤ 必要書類(下表参照) ⚠️ 必要書類を持参されないと申告受付できません!

	区 分	必 要 書 類
収入	給与収入・年金収入のある方	令和5年分の源泉徴収票の原本(給与・年金)、または事業主の支払証明書など
	事業・農業・不動産収入のある方	収支内訳書 → 必ず事前に作成してください
各種控除	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書 → 必ず事前に作成してください(領収書の提出だけでは申告できません)。健保組合などからの医療費通知から明細書を作成した方は医療費通知を添付してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
	生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	契約している保険会社等から発行された控除証明書
	寄附金税額控除を受ける方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長等が発行する障害者に準ずるなどの認定書

確定申告用紙は国税庁ホームページから入手できます。なお、申告期間中は申告会場受付でもお渡ししています。

問 税務課  
☎内線1056  
～1059

# 竜ヶ崎税務署からの お知らせ

☎0297-66-1303

## 所得税・個人消費税・ 贈与税の確定申告会場

土・日・祝日を除く

### 3月15日(金)まで

【相談受付】午前8時30分～午後4時

【相談開始】午前9時～

※2月25日(日)は開場します。

竜ヶ崎税務署 別館会議室(1階)

### 【入場整理券について】

会場への入場には整理券が必要です。下記のいずれかの方法で取得してください。

①事前に国税庁LINE公式  
アカウントから整理券  
を取得する



②当日に会場配布される  
整理券を取得する

▲国税庁  
LINE公式  
アカウント

※配布時間など、詳しくは竜ヶ崎税務署へお問い合わせください(受付終了する場合がありますので、LINEでの事前取得をおすすめします)。

※申告会場では、スマホ申告を基本とした相談を行っています。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁および②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しくください。

※必要書類が不足する場合は、申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しくください。

詳しくはこちら

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>  
「確定申告特集」で検索



会場に出向かなく  
ても申告できる!

## マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告! スマホ申告専用画面で作成できます!

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用できるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  0570-01-5901

受付  
時間

●4月1日(月)まで…月～金曜日または日曜日(2月18日・25日、3月3日・10日のみ)午前9時～午後8時  
●上記期間以外…月～金曜日午前9時～午後5時 ※祝日を除く。



確定申告書等  
作成コーナー▲



以下に該当する方は、市の会場では受付できません

竜ヶ崎税務署での申告をお願いします

- ◎過年分(令和4年分以前)の申告をする方
- ◎初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方
- ◎雑損控除を受ける方
- ◎給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎事業・農業・不動産所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などを申告する方

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※上記内容でも申告書を作成済(提出のみ)の方は、申告受付期間に限り申告書をお預りします。

### ●ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方へ

ワンストップ特例を申請していても、確定申告書を提出する場合は、**ワンストップ特例で申請した寄付金控除額の申告(記載)が必要です。**

申告(記載)を忘れると控除が受けられませんのでご注意ください。

### ●公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、  
公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下で  
ある場合は、**所得税の確定申告をする必要はありません。**

★ただし、次の場合は公的年金等の収入を含めて確定申告が必要です。

- ①2力所から年金を受給している等で所得税の還付が発生する場合
- ②確定申告が必要な控除を受ける場合  
(純損失や雑損失の繰越控除など)

★また、所得税の確定申告をしない場合であっても、次に当てはまる場合は、**市県民税の申告が必要です**のでご注意ください。

- ①公的年金等にかかる雑所得以外の所得がある場合(20万円以下)
- ②公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に生命保険料控除や医療費控除などの各種の控除を受ける場合

※外国の制度に基づき国外において支払われる年金などがある場合は、この制度は適用されません。